下水道事業受益者負担金制度

受益者負担金とは?

公共下水道の整備された地域は生活環境が改善され、その快適性は土地の利用価値の上昇という特別の利益にも反映されます。

公共下水道事業の建設費は国の交付金と市費などで賄われますが、利益を受ける方は公共下水道が整備された地域の皆様に限られます。そこで、公共下水道の利益を受ける方(土地の所有者または権利者)に、建設費の一部をご負担いただくのが、受益者負担金(以下「負担金」という。)制度です。

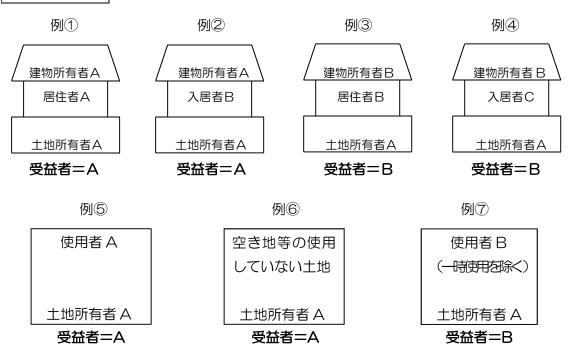
市では、都市計画法第 75 条に基づき条例を制定し、昭和 39 年の公共下水道事業着手以来、 下水道を整備した市内の全ての土地に対して、負担金をご負担いただいています。

負担金をご負担いただく人(受益者)

公共下水道が整備される区域内の土地の所有者、または地上権者・質権者・賃借人・使用借 主が受益者となります。ただし、土地には様々な権利がありますので、権利者の方々で相談して 受益者を決めてください。

なお、借家人(貸家・アパート・社宅等の入居者)は受益者にはなりません。

受益者の例



受益者の申告

受益者の確認のため、公共下水道が整備される区域内の土地の所有者の方へ「受益者申告書」 をお送りします。「受益者申告書」に記載されている土地の所在地番、地目、地積をご確認いただき、受益者を申告していただきます。

※申告書の提出がない場合は、市長が公簿や調査によって受益者を認定します。

対象となる土地

公共下水道が整備される区域内の土地(住宅・私道・駐車場・田畑・寺社・倉庫・学校・病院など) すべてを対象にご負担いただきます。

※対象土地の把握においては、固定資産税課の土地台帳の内容を参照しています。

負担金の額

負担金の額は、対象区域内に所有している土地(区分所有の場合は敷地権の持分割合)又は 権利を有する土地の面積に、基本負担金額を乗じて得た金額となります。(1円未満切捨て)

基本負担金額は、公共下水道の事業計画区域となった時期により異なります。詳しくはお問い合わせください。

事業	第3期事業	新田事業	第4期事業	第5期事業	第7期事業
基本	受益地 1 ㎡	受益地 1 ㎡	受益地 1 ㎡	受益地 1 ㎡	受益地 1 m ²
負担金	あたり 294.54 円	あたり 290 円	あたり311円	あたり 339 円	あたり371円

例 第5期事業に該当する土地で、面積が158.67㎡の場合

339 円 × 158.67 m^2 = 53.789 円

負担金額は 53,789 円となります。

負担金の支払方法

支払方法は、全年度一括・単年度一括(3年3回払い)・期別(3年12回払い)の3種類があります。

- ○全年度一括・・・・ 全額を最初の納期内にお支払いいただくと、15%(第7期は10%)の 報奨金(10円未満切り捨て、上限15万円(第7期は10万円))が交付 されます。
- ○単年度一括・・・・全額を3回に分けて、3年間でお支払いいただくと、3.5%(第7期は 2.5%)の報奨金(10円未満切り捨て、上限11,550円(第7期は8,250円)) が交付されます。

「受益者申告書」で受益者を確認後、受益者となる方にお送りする納入通知書では、上記のどの方法でもお支払いいただけます。期日までに、市の指定金融機関でお支払いください。

市の指定金融機関

-1 A bet 4.50 mm libra New 18-18							
銀行							
横浜銀行	スルガ銀行	神奈川銀行					
静岡銀行	静岡中央銀行						
信用金庫							
平塚信用金庫	中南信用金庫	中栄信用金庫					
その他							
湘南農業協同組合	中央労働金庫	横浜幸銀信用組合					
地 本川県泰利医師信田組合	地太川県医師長田組入	ゆうちょ銀行(関東 1 都 6 県及					
神奈川県歯科医師信用組合 	神奈川県医師信用組合 	び山梨県に所在する各店舗)					

減免と徴収猶予

どちらの制度も、「**申請書」**の提出が必要です。該当があると思われる方は、お問い合わせください。

○減免・・・・・・・ 基準割合に応じて、負担金を減額もしくは免除します。

対象となる土地の例・沼、排水路等の宅地として利用できない土地

・公道から公道へ通ずる公共性の高い私道敷又は 公衆用道路として2宅地以上で利用する私道敷

・墓地や納骨堂に係る敷地 など

○徴収猶予 ・・・ 耕作中の農地について、負担金の 50%を納付していただき、残りの 50% は一定期間納付を延期することができる制度です。該当地を売買したり耕作 中の農地ではなくなったりした場合は、猶予が取消しとなりますので、市へご 連絡ください。申請した方へ受益者申告書を送付しますので、書類提出等の 手続きをしてください。

受益者や住所が変わった場合

売買等により、負担金を支払っている途中で受益者を変更したいときは、**『受益者変更届』**を提出してください。提出日までに納期に至っている負担金は、従前の受益者が支払い、提出日後の納期の負担金から新しい受益者が支払うことになります。

また、住所を変更したときもご連絡ください。

問い合わせ先

平塚市 下水道経営課 総務担当直通電話: 0463-21-8786